

運 営 規 程

社会福祉法人 正覚坊福祉会

東古瀬こども園

東古瀬こども園運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人正覚坊福祉会が設置運営する幼保連携型認定こども園 東古瀬こども園（以下「本園」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令に基づき、就学前の児童を入園させ、教育及び保育することを目的とする。

(方針)

第2条 この規程は、本園の円滑な運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第3条 施設に次の職員を置く。職員定数は国及び県の職員配置基準を下回らない人数とする。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名 (必要に応じて置くことができる)
- (3) 主幹保育教諭 1名
- (4) 保育教諭 7名以上
- (5) 調理員等 2名以上
- (6) 医師 2名
- (7) 薬剤師 1名

2 前項に定めるものの他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 園長は、本園の業務を統括する。

2 副園長は、園長の職務を補佐するとともに、園長に事故のあるときはその職務を行ふ。

3 主幹保育教諭は、副園長を補佐するとともに、保育教諭の資質向上のための指導にあたるほか、保育教諭に欠席のあるときは、入園児の教育・保育にあたる。

4 保育教諭は、入園児の教育・保育にあたるとともに、自己研鑽に努める。

5 調理員は、献立作成、栄養量計算、給食記録、及び給食業務に従事する。

6 医師は在園児の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

7 薬剤師は、薬学的管理指導、健康相談及び保健指導に従事する。

8 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

(組 織)

第5条 本園に必要な係りを置く。係りの職務については別（職務分担表）に定める。

第3章 施設の利用

(定 員)

第6条 本園の定員は、1号認定こどもは15人、2号及び3号認定こどもはあわせて60人とする。

(入 園)

第7条 本園の入園は、利用申込みに基づき、理事長が決定する。

2 利用申込みのあった1号認定こどもと、現に本園を利用している1号認定こどもの総数が利用定員の総数を超える場合においては、加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第6条第2項に基づき、公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な事項は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 2号認定こども及び3号認定こどもの利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、できる限り協力する。

5 一時預かり利用児童は、本園に直接申込みを行い、決定する。

(退 園)

第8条 園長は、入園児が次のいずれかに該当したときは、退園させることができる。

(1) 保護者が退園を希望し、それが入園児の福祉となるとき。

(2) 入園児が長期にわたり入院し、退院の見込みがないとき。

(3) 保育料を3か月以上滞納したとき。

(4) その他、入園を継続することが適当でないとき。

(費 用)

第9条 本園は、加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項に基づき、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2 本園は、加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項に基づき、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、保護者から実費を徴収する。

第4章 入園児童に対する処遇

(平等の原則)

第10条 本園は、児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分、又は入園に要する費用を負担するか否かによって差別的取り扱いをしない。

(開園時間、保育時間、休日)

第11条 本園の保育時間は、午前7時から午後7時までとする。

2 本園の保育時間は、1号認定こどもは午前9時00分から午後2時00分まで、2号認定こども及び3号認定こどものうち保育短時間認定を受けた子どもは午前8時から午後4時まで、保育標準時間認定を受けた子どもは午前7時から午後6時までとする。

3 本園の休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までのほか、1号認定子どもについては8月に10日間程度（夏休み）、年末年始に10日間程度（冬休み）、年度末年度初めに10日間程度（春休み）とする。

4 前項の規定に関わらず、園長が必要と認めたときは、教育保育時間又は休日の変更を行うことができる。

(登降園)

第12条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(教育・保育内容)

第13条 教育及び保育内容、給食並びに健康管理については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立てる。

(虐待等の禁止)

第14条 本園の職員は、園児に対し、児童福祉法等の理念に基づき、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 段る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与えること。
- (2) 廊下に立たせたり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (3) 強引に引きずるようにして連れていくこと。
- (4) 食事を与えないこと。
- (5) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

2 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(日課及び年間の行事等)

第15条 本園の日課及び年間行事は、おおむね次の通りとする。

- (1) 日課 健康状態の観察等)、自由遊び（音楽、リズム、絵画制作、お話、自然観察等)、給食、午睡、自由遊び、個別検査

(2) 年中行事

- ア、毎月1回以上、非常災害に対する避難及び消防訓練を実施する。
- イ、本園に入園したとき、及び1年に2回以上の健康診断を実施する。
- ウ、遠足、子どもの日、七夕祭り、地蔵祭り、なかよし運動会、敬老参観、もつつき大会、生活発表会等の行事を適宜実施する。
- エ、保育室、その他の部屋及び室内遊具には月1回消毒する。
- オ、便所は毎日清掃し、1週間に1回は消毒する。
- カ、設備、用具の安全点検を月1回実施する。
- キ、調理員は、毎月1回以上検便を実施する。

(入園児童に対する措置)

第16条 園長は、入所児童に対して次の措置を取らなければならない。

- (1) 健康診断、その他予防衛生上必要な措置
- (2) 心身の状況、衛生、境遇その他身上の調査
- (3) 児童表の作成

2 園長は、入園児の保護者に対して教育及び保育方針、栄養状況等について必要と認める事項を通知し、理解及び協力を得るように努めなければならない。

第5章 非常災害対策等

(緊急時の対応等)

第17条 本園は、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行うものとする。

2 本園は、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条に基づき、市町村、保護者等への連絡、警察署その他関係機関等との連携を図るものとする。

(防火管理・災害対策)

第18条 本園の園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、毎月1回以上避難及び消防訓練を行うものとする。

第5章 雜則

(委任)

第19条 この規定に定めるもの他、本園の運営及び施設管理に必要な事項は、園長が別に定める。

(改 正)

第20条 この規程を変更し、又は廃止するときは、社会福祉法人正覚坊福祉会の理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

平成31年4月1日 一部改正

令和元年10月1日 一部改正

令和2年 4月1日 一部改正

別表

東古瀬こども園 利用者負担金一覧表

1、給食費（3歳児、4歳児、5歳児、1号認定の満3歳が対象）

項目	金額	内容、負担を求める理由、目的
主食費	20円／一食	月額計算式：月の教育日数× 20円 完全給食実施するために徴収
副食費	200円／一食	月額計算式：月の教育日数×200円 土曜日利用数×200円（翌月徴収）

2、幼稚園型一時預かり料・延長保育料

項目	金額	内容、負担を求める理由、目的
一時預かり（延長）	100円／30分	1号認定の預かり保育料
一時預かり（休日）	1,000円／一日	1号認定の休日預かり保育料 (9:00～14:00)
延長保育料	100円／10分	2号3号認定こどもの延長保育利用料

3、一時預かり利用料（未就園児対象）

利用時間	3歳児未満	3歳児以上	給食費（別途徴収）
4時間以下	2,000円	1,500円	主食費 20円 副食費 200円
8時間以下	2,500円	2,000円	

4、その他

- ・後援会費（保護者会費）
- ・絵本代
- ・衣服費
- ・文房具、等